

下呂市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 25 日

下 呂 市 長

山内 登

令和 8 年下呂市条例第50号

下呂市体育施設条例の一部を改正する条例

下呂市体育施設条例（平成16年下呂市条例第167号）の一部を次のように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第 3 （第 9 条関係）					別表第 3 （第 9 条関係）				
1 基本使用料					1 基本使用料				
○萩原体育館施設等					○萩原体育館施設等				
表 （略）					表 （略）				
○萩原あさぎり総合グラウンド					○萩原あさぎり総合グラウンド				
区分		施設使用料（1 時 間）		照明使 用料	区分		施設使用料（1 時 間）		照明使 用料
施設名	市外在 住者	市内在 住者	照明料		施設名	市外在 住者	市内在 住者	照明料	
野球場の項～テニスコートの項 （略）					野球場の項～テニスコートの項 （略）				
弓道 場	団体	570円	410円	60分 310円	弓道場	570円	410円	60分 310円	
	個人 （1 人当 たり）	130円 （照明 含む）	100円 （照明 含む）						
クラブハウス内ミーティングルームの 部 （略）					クラブハウス内ミーティングルームの 部 （略）				
○萩原あさぎり総合体育館～○馬瀬グラウンド					○萩原あさぎり総合体育館～○馬瀬グラウンド				

改正後	改正前
表 (略)	表 (略)
2 加算使用料等 (略)	2 加算使用料等 (略)

附 則

この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。